

各指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

寝屋川市福祉部指導監査課長

谷口 隼人

令和 6 年 4 月の各種加算等の届出等について（通知）

平素より、本市の福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

前年度実績に基づき届出が必要な基本報酬区分、各種加算については、各事業所において遺漏がないよう御確認いただき、下記の通り届け出てください。

記

1 就労系サービスの基本報酬の届出について

就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型及び就労定着支援に係る訓練等給付費の算定については、前年度等の実績等に基づいて基本報酬が算定されることとなっておりますので、下記のとおり、届け出てください。

（新規の経過措置対象を除く全事業所が対象となります。）

なお、新型コロナウイルス感染症にかかる特例は令和 5 年度をもって終了しておりますので御注意ください。

【提出書類】

・介護給付費の算定に係る届出書兼体制等状況一覧表

・スコア表（就労継続支援 A 型事業所のみ）

※ 各種様式は当課ホームページ（ページ I D : 7537）からダウンロードしてください。

※ 就労継続支援 B 型において新たに 6 : 1 の人員配置で算定する場合は、従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。

2 各種加算・減算について

各種加算・減算に係る届出につきましては、詳細を当課ホームページ（ページ I D : 7537）に掲載しておりますので、内容をよく御確認のうえ、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

3 提出方法等

提出書類を令和 6 年 4 月 22 日（月）（当日消印有効）までに、福祉部指導監

査課に郵送または来庁により提出していただきますようお願いいたします。

なお、期限までに書類が提出されない場合は、令和6年4月1日からの算定は認められませんので、期限までに必ず提出してください。

〒572-8566 寝屋川市池田西町24番5号
寝屋川市福祉部指導監査課 障害福祉サービス担当 あて

4 留意事項

(1) 令和6年4月からの義務化事項等について

下記の項目ア・イが令和3年の省令改正による経過措置期間を経て、義務化されています。

適切な御対応をお願いいたします。

ア 感染症対策の強化（委員会の設置、指針の整備、研修の実施等）

イ 業務継続に向けた取組みの強化（業務継続計画の策定、研修の実施、訓練の実施等）

また、すでに義務化されております、下記の項目につきましても、引き続き適切に対応してください。

虐待防止のための取組み（委員会の設置、職員研修、虐待防止担当者の設置等）、身体拘束等の適正化のための取組み（委員会の設置、身体拘束報告様式の整備、指針の作成、研修等）

※ 適正に取組みが実施されていない場合は、減算が適用される場合があります。

(2) その他

令和6年報酬改定等に伴い、本通知に記載のもの以外にも多くの制度の変更が生じております。

事業者のみなさまにおかれましては、国から示されております基準省令、報酬告示、解釈通知等を十分に御確認いただき、適切な事業運営を図っていただきますようお願いいたします。

問合せ先
寝屋川市福祉部指導監査課障害福祉サービス担当あて
メール：shidou-k@city.neyagawa.osaka.jp
電話：072-812-2027